

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様、関わる全てのひと喜びと感動を分かち合う」という理念のもと、「あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団」というグループミッションを掲げ、飲食事業、ブライダル事業のみならず、おもてなしに関わる様々な事業で、日本人の文化である「おもてなし」を広め、日本を代表する「おもてなし」のリーディングカンパニーを目指しております。

当社は、企業価値の継続的な向上には、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を築き、事業活動を行うことで、長期的な成長を遂げることができると考えております。

透明かつ公平な経営を最優先に考え、株主総会の充実をはじめ、取締役会の活性化、監査役の監査機能の強化及び積極的な情報開示に努め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
武長 太郎	623,000	41.62
株式会社TKコーポレーション	400,000	26.72
株式会社ダイヤモンドダイニング	120,000	8.02
株式会社ベクトル	38,000	2.54
The CFO Consulting株式会社	36,000	2.40
サントリー酒類株式会社	20,000	1.34
西山 知義	8,000	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	武長 太郎
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、今後支配株主との間で取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。

また、監査役会において、適正な取引が行われているか監視いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤塚 元気	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤塚 元気	○	――	赤塚元気は国内で飲食店を経営しており、特に飲食業の企業経営、人材育成・サービスに豊富な知識と経験を有していることから、社外から公正な視点で当社の経営に活かせると判断し、飲食業に関するリスク管理、人事・教育及びサービス力向上に関しての助言を期待し、社外取締役に選任いたしました。また、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。また、内部監査担当及び会計監査人と三様監査によって定期的に会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
五宝 滋夫	他の会社の出身者													
小泉 正明	公認会計士													
由木 竜太	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五宝 滋夫	○	――	五宝滋夫氏は、上場会社の社外監査役を務めてきており、コンプライアンス・リスク管理及び内部統制についての豊富な知識と経験を有していることから、コンプライアンス・リスク管理及び内部統制に関しての助言を期待し、社外監査役に選任いたしました。また、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として選任しております。

小泉 正明	○	——	小泉正明氏は公認会計士の資格を有しており、会計・コンプライアンス面について豊富な知識と経験を有していることから、コンプライアンス面での助言を期待し、社外監査役に選任いたしました。また、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
由木 竜太	○	——	由木竜太は、弁護士の資格を有しており、法律に関する高い知識を有していることから、コンプライアンス、法務面での助言を期待し、社外監査役に選任いたしました。また、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役につきましては、全て独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上、業績向上に対する貢献意欲の向上を図ることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上、業績向上に対する貢献意欲の向上を図ることを目的として、社内取締役、社外取締役、従業員及び子会社の従業員を対象として付与をしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超えるものが存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、各取締役の報酬額は、取締役会の決議により、役割、業績等を勘案のうえ決定し、各監査役の報酬額は監査役会での協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社内取締役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、管理部が取締役開催の連絡、決議事項の事前説明等必要に応じサポートを行っております。また、内部監査担当者が社外監査役に資料提供や、情報の共有を行う等必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会法に基づく機関として株主総及び取締役会、監査役会を設置するとともに、社内の統治体制の構築ためリスクコンプライア委員会を設置しております。また、意思決定の迅速化と機動的経営の実現ために、事業部会議を開催しております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、6名(うち1名社外取締役)により構成され、取締役の業務執行を監督するとともに、経営方針の策定、重要な業務の意思決定につき議しております。原則として月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。また経営に対する牽制機能を果たすべく、監査役が取締役会へ出席しております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成されており、当該3名は全員が社外監査役の要件を満たしております。監査役監査につきましては、全員が株主総会、取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、常勤監査役は事業部会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。監査役会は原則として月1回開催されており、取締役会等への出席、取締役からの意見徴収および資料閲覧等を通じて得た事項につき協議しております。

(3) 事業部会議

当社は、取締役および各事業部の担当執行役員等が参加する事業部会議を、原則として月1回開催しております。事業部会議においては、月次の営業状況の報告、日常業務における各部署の情報交換を行い、業務の進捗状況を確認し、意思決定の迅速化と業績の向上を図っております。

(4) リスクコンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、リスクコンプライアンス委員会を設置しております。リスクコンプライアンス委員会は各事業部の取締役及び執行役員を中心に構成されております。原則として月1回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントおよびコンプライアンス遵守の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任することにより、業務執行の適正性を強化しております。また、社外監査役を3名選任しており、監査役会設置することにより、監査体制を強化し経営監視体制を構築しております。

当社が、本体制を採用している理由としては、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼を得るため、企業経営に関する豊富な経験や知識に基づき、外部から客観的かつ中立性を確保した経営監視機能を備えた体制であると認識しているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に際しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの定期的な説明会を実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会を実施する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内に独立したIRページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIR担当部署とし、IR活動に当たっては、常に誠意をもった対応を心掛け、当社の事業戦略や財務状況等、投資家の皆様が当社を理解して頂くうえで必要または有用と判断される情報については、適時正確に開示するよう努めてまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業行動規範」を定め、お客様・当社の役員・従業員・取引先・株主・債権者の皆様等のステークホルダーの立場を尊重するために必要な行動指針を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示への積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。投資家の皆様やステークホルダーが当社の企業活動の内容を適時・的確に把握するために、迅速かつ正確な情報開示を行い、経営の透明性を確保していく方針であります。また、情報開示に当たり、金融商品取引法、その他の法令及び「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」を遵守していきます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、平成28年7月28日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「社訓」を制定し、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。

監査役は、取締役会及び重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程及びその結果が、法令及び定款に適合しているかを監査しております。代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内における職務の執行が、社内規程に適合しているかを監査しております。また、内部監査室は、監査役会及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

なお、役職員の不正若しくは法令違反を発見した場合などについては、通常の伝達系統とは別に内部通報窓口を設置し、体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、その他重要な書類のうち取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

また、文書管理部署である管理部は、取締役及び監査役の閲覧要求に対し、何時でもこれらの文書を閲覧できる体制を整備しております。なお、情報の漏えいや不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス、衛生管理及びその他の様々なリスクについて、担当責任者を定め、想定しうるリスクに対しては、毎月開催されるリスクコンプライアンス委員会において、情報を共有しております。

また、リスクが実際に顕在化した際には、対応策をリスクコンプライアンス委員会委員長が、リスクの内容及び規模に応じて、責任対応者を任命し、迅速に対応しております。重要な事項については、代表取締役社長及び取締役会に、報告することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。また、取締役会で決議を要しない事項については、事業部会議において決議しております。

日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」や「業務分掌規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各責任者が機動的かつ効率的に職務を執行しております。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社および非連結子会社1社であり、毎月子会社の財務状況および業務執行状況などの報告を受けるとともに、子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社および当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、常設で人員を配置することとします。当該使用人の選任、解任、移動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実行性の確保に努めるものとします。また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、重要な意思決定の課程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人からその説明を求めています。

取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、必要な説明及び情報提供を行うこととしております。

また、取締役及び使用人は職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項を、発見し次第遅滞なく監査役に報告するものとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。また、内部監査担当及び会計監査人と三様監査によって定期的に会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するために、全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の整備状況を確認し、その有効性を評価し、さらに、決算・財務報告に係る内部統制の有効性を確かめております。

(10) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力の対応に係る基本方針」を制定し、取引先がこれらと関わる企業若しくは団体であると判明した場合には、取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始する場合は、取引先の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、取引を開始しております。

万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士事務所および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない方針を社内に周知しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力の対応に係る基本方針」を制定し、取引先がこれらと関わる企業若しくは団体であると判明した場合には、取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始する場合は、取引先の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、取引を開始しております。

万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士事務所および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない方針を社内に周知しております。なお、具体的な調査方法は以下の通りです。

(1) 役員については、登用前にリスクモニターでのメディア記事検索並びに面談を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

(2) 従業員については、採用時に面談及び誓約書による反社会との関係がないことの確認などを実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

(3) 取引先については、すべての既存取引先及び新規取引先についてGoogleでのインターネット検索及びリスクモニターでのメディア記事検索並びに担当者による面談を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

(4) 株主については、リスクモニターでのメディア記事検索並びに面談を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



